

場を候補地として選定し、処分場立地の可否を判断するための立地可能性等調査の結果などから、安全性の高い全国でもモデルとなるような施設の建設が可能であると判断し、平成20年9月に同地区を整備地として決定しました。

3 化学物質等の環境リスク対策

平成9年度から「大気汚染防止法」に基づき有害大気汚染物質の大気環境中モニタリング調査を実施しています。

また、平成12年度からは「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき大気、水質、底質及び土壌の汚染状況の常時監視調査や事業場の排出基準監視調査を実施しています。

さらに、平成14年度から「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）に基づくP R T R制度により、対象事業者は特定化学物質の排出量、移動量の届出が義務づけられました。県ではそれらの集計結果をホームページで公表しています。

アスベスト対策については、平成17年度から「アスベスト関係機関連絡会議」による情報の一元化・共有化やアスベスト使用実態等の調査・公表を行うとともに、各種相談窓口の設置や飛散防止対策等、関係機関と連携して「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に基づき施策の円滑な実施に努めています。

4 生物多様性の確保及び野生動植物の保護管理

生物多様性の保全を図っていくためには、野生生物の種の絶滅を防ぐことが必要です。

絶滅の恐れのある希少な野生生物の保護対策等を検討する上で必要な情報を得るため、平成11年度から4か年で「希少野生生物調査」を実施し、県内の希少な野生生物の生息状況を把握の上、県版レッドデータブックを作成しました。

なお、この調査の過程で早急に保護を図る必要がある種が判明したので、平成15年3月に「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、平成21年3月現在で42種を捕獲等を禁止する指定希少野生動植物として指定しています。

また、固有種・希少種が多く、多様な生物相を有する奄美地域において、「環境省奄美野生生物保護センター」が平成12年4月にオープンし、野生生物の調査研究や野生生物保護思想の普及啓発等を総合的に推進する拠点施設として運営されています。

5 世界自然遺産

屋久島は、亜熱帯から冷温帯までの多様な植生の垂直分布や樹齢数千年に及ぶヤクスギなど特異な森林形態を有していることなどから、平成5年12月、我が国初の世界自然遺産として登録されました。本県では、屋久島において、自然環境の保全を図りながら、人と自然が共生する新しい地域づくりを目指す「屋久島環境文化村構想」を推進しています。

平成12年5月には、屋久島と鹿児島市において、アジア太平洋地域を中心とした世界自然遺産を有する国内外の自治体などが参加する「世界自然遺産会議」を開催しました。

平成16年9月に設立された屋久島地区エコツアーリズム推進協議会において、エコツアーガイドの登録・認定制度や里地でのエコツアープログラムの開発などの検討が行われ、エコツアーガイドの登録制度については、平成18年4月から本格的に運用されています。

6 海域の水質保全

「鹿児島湾ブルー計画」は、鹿児島湾の水質保全対策を積極的に推進していくため昭和54年5月に策定したものです。平成17年度からは、平成17年3月に策定された「第4期鹿児島湾ブルー計画」に基づき富栄養化対策など各種環境保全対策を関係機関と連携しながら進めています。

7 環境学習の推進

本県の環境学習については、平成2年6月に策定した「県環境学習推進基本方針」に基づき推進してきましたが、環境学習を巡る情勢が大きく変化してきていることから、平成15年7月に制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき定められた「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」（平成16年9月に閣議決定）を勘案して、本県の自然的社会的条件に応じた新たな「県環境学習推進基本方針」を平成17年3月に作成しました。

この県環境学習推進基本方針は、人と自然が共生する環境にやさしい社会づくりのための環境保全の意欲の増進や環境学習の推進方策を示しており、県においては、この基本方針に沿って、様々な施策・事業に積極的に取り組んでいます。

8 緑化の推進

平成14年3月に策定した「新グリーンプラン21（県緑化基本計画）」に基づき、「みんなでつくるみどり豊かで潤いのあるかごしま」を基本目標に、県民と民間企業・団体・行政のパートナーシップや県民総参加による緑化の推進に取り組んでいます。

また、平成17年度から森林環境税を導入し、森林の役割や重要性について、広報・啓発を実施しています。

9 景観の形成

うるおいと安らぎのある良好な生活環境に対する県民ニーズの高まりの中で、誇りや愛着の持てる個性豊かな美しい景観づくりが求められていることから、県では、本県の特色を生かし、県、市町村、県民、事業者等が一体となった景観形成を推進するため、平成19年12月に「鹿児島県景観条例」を制定し、この条例に基づき、景観形成の普及啓発、実践活動への支援等を実施しています。

また、地域における良好な景観の形成を促進するため、景観法に基づき規制誘導等を行うことができる景観行政団体として、平成20年度は2市1町について知事同意を行い、景観行政団体の数は合計で18市町となるなど、景観法を活用した取組を推進しています。

10 環境と調和した農業の推進

農業の本来有する自然循環機能を発揮させつつ、環境に配慮した持続的な農業生産活動を推進するため、健全な土づくりを基本に化学肥料や化学合成農薬の使用量をできるだけ少なくするなど、環境と調和した農業を推進しています。

また、消費者には、より安心できる農産物を安定的に供給するよう努めています。